

雲南市地域防災計画(原子力災害編)の主な修正内容

令和8年6月修正

<雲南市地域防災計画(原子力災害編)>

今改定については、原子力災害対策指針及び防災基本計画(国及び県)の改定に基づくもの(1)を含め、次の点について改定した。

(1) 指針・計画等の改定に伴うもの

<屋内退避実施後の運用>

原子力災害対策指針の改正(R7.10)に伴い、UPZ(5～30km)における屋内退避実施後の運用及びそれに伴う国・自治体の対応を追記した。

① 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安

屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行う。

② 避難への切替えの考え方

物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、国が避難への切替えを判断し、指示する。

③ 情報提供

市は、国や県と連携し、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供する。

④ 屋内退避中の一時的な外出

屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民生活を支える民間事業者等の活動は容認する。

⑤ 屋内退避の解除要件

国は、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の解除を行う。

(2) その他所要の修正

① 緊急事態応急体制の明確化

緊急事態応急体制へ「警戒体制」を追記し、災害対策本部の設置時におけるオフサイトセンター内の雲南市現地災害対策本部を明記したほか、①警戒体制、②災害警戒本部体制、③災害対策本部の設置基準、体制の決定権者等を明確化し、付属資料の別添 5 として追加した。

② 組織機構の見直し等に伴うもの